

一般社団法人中日建築交流協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人中日建築交流協会と称する。英文では Chin a-Japan Architectural Exchange Association とし、略称を「CJAA」とする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都江東区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、中国と日本の建築及びこれに関連する都市計画・景観分野における多角的な交流を促進し、両国の建築技術・設計・文化の発展と人材育成に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 中日間の建築及び関連分野（技術・設計・文化・都市計画・景観）におけるイベントの企画・運営
- 2 中日専門家・企業間の交流支援（建築・都市計画・景観分野を含む）
- 3 建築及び関連分野（都市計画・景観を含む）の情報収集・発信
- 4 その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。

URL: <https://cjaa.jp>

第2章 会 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を会員とする。

- 2 会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 会員は、理事会及び秘書総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 会員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当

法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める理事会及び秘書総会の決議により、その会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 理事会及び秘書総会の全員の同意があったとき。

第3章 理事会及び秘書総会

(開催)

第10条 定時理事会及び秘書総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時理事会及び秘書総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第11条 理事会及び秘書総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 理事会及び秘書総会の招集通知は、会日より1週間前までに対象者に対して発する。

(決議の方法)

第12条 理事会及び秘書総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席者の議決権の過半数を有する出席者が出席し、出席者の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第13条 出席者は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 理事会及び秘書総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該理事会及び秘書総会において、議長を選出する。

(議事録)

第15条 理事会及び秘書総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第16条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 1名以上5名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事は、当法人を代表し、業務を統括する。

(選任)

第17条 理事は、理事会及び秘書総会の決議によって出席者の中から選任する。ただし、必要があるときは、出席者以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時理事会及び秘書総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第20条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第21条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、理事会及び秘書総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第23条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の理事会及び秘書総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。